

公 印 省 略  
観第237-2号  
令和4年6月9日

群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局長 様  
各市町村観光振興担当課長 様  
各市町村観光協会事務局長 様  
各旅館組合事務局長 様

群馬県産業経済部戦略セールス局  
観光魅力創出課長 藤田 一幸

本年6月10日以降の旅行業者等を受入責任者とする  
添乗員付きパッケージツアーの取扱い等について

本県における国際観光の振興並びに新型コロナウイルス感染症の拡大防止等につきまして  
は、平素から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のこととは存じますが、本年6月10日以降の訪日観光旅行の受入再開にあたり、  
観光庁において「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」が策定されました。

また、観光庁から都道府県に対し、別添のとおり事務連絡及び関連資料の送付がありました。  
つきましては、関連資料等を送付いたしますので、内容について御承知おきいただくとともに、  
宿泊施設等関係事業者へ周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、県内の旅行業者及び旅行サービス手配事業者に対しては別途周知いたします。

#### 【添付資料】

- ・観光庁事務連絡 「本年6月10日以降の旅行業者等を受入責任者とする添乗員付きパッケージ  
ツアーの取扱い等について」(令和4年6月7日観光庁国際観光課長)
- ・別紙1 「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」(令和4年6月7日観光庁)  
※宿泊事業者等に対しては、ロビー、食堂等のほか更衣室や浴場等においても、感染  
防止対策が適切に実施されるよう外国語のリーフレット掲示等を行うこととされてい  
ます。ガイドラインにおいて掲示内容が例示されていますので適宜御活用ください。
- ・別紙2 訪日旅行出発までの流れ
- ・別紙3 水際措置の見直しについて(令和4年5月26日内閣官房、法務省、外務省、  
厚生労働省、国土交通省)
- ・別紙4 水際対策強化に係る新たな措置(29)(外国人観光客の入国制限の見直し)  
(令和4年5月26日内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省)

#### 【担当】

インバウンド推進係 篠原  
TEL:027-226-3387  
FAX:027-223-1197  
E-mail:shino-m@pref.gunma.lg.jp